

# 企業局のあゆみ

昭26.12	北上川五大ダム計画（四十四田、御所、田瀬、湯田、石淵）を含む、「北上特定地域総合開発計画」が策定され、岩手・宮城両県で、総最大出力約15万キロワットの水力発電の開発や8万6千町歩（約8万6千ヘクタールのうち岩手県は3万3千ヘクタール）の灌漑排水事業などが盛り込まれた
27. 1	北上特定地域総合開発計画の発電部門を担当するため、土木部内に県営発電事務局が設置され、北上川の治水、灌漑事業とたずさえ県営発電事業がスタート
28. 6	石淵ダム竣工
30.10	県営発電事務局が電力局と拡充改組され、業務、電力、建設課の課制がしかれる
31. 1	岩洞ダム着工
31. 4	地方公営企業法の適用
31. 6	県営発電所第1号胆沢第二発電所着工
32.10	胆沢第二発電所運転開始 湯田ダム着工
32.11	岩洞発電所着工
35. 4	仙人発電所着工 組織（本庁）が従来の3課に経理課が加わり業務、経理、電力、土木（建設）の4課となる
35.12	岩洞ダム竣工
38. 4	岩洞第一、第二発電所運転開始
38. 4	四十四田ダム着工
38.11	四十四田発電所着工
39. 4	仙人発電所運転開始
39.11	湯田ダム竣工
42.12	四十四田発電所運転開始
43. 4	電力局は、発展的改組で企業局、4課（総務、経理、電気、建設）となり発電部門に新しく有料道路事業が加わってスタート
43. 6	八幡平有料道路着工
43.10	四十四田ダム竣工
44. 6	小岩井有料道路着工 観光施設事業を設置
44. 8	観光施設事業第1号として国民宿舎八幡平蓬萊荘着工
45. 4	北部陸中海岸有料道路着工
45. 5	県営有料道路第1号、八幡平有料道路供用開始
45. 7	小岩井有料道路のA区間6.3km供用開始
46. 7	観光施設、国民宿舎八幡平蓬萊荘供用開始
46. 8	小岩井有料道路B区間12.8kmが完成し、全線19.1km供用開始
47. 4	御所ダム着工
48. 4	御所発電所着工
48. 4	観光施設ケビンハイツ明戸着工
49. 4	北部陸中海岸有料道路14.1km供用開始 観光施設ケビンハイツ明戸供用開始 浄土ヶ浜有料道路着工
50. 1	機構改革により従来の4課を3課に統合（総務、電気、企画建設）した
51. 1	工業用水道事業を設置・北上中部工業用水道着工
52. 7	浄土ヶ浜有料道路供用開始
52.12	滝ダム着工
53. 5	第二北上中部工業用水道着工 北上中部工業用水道給水開始
54. 3	観光施設事業廃止
54. 9	北ノ又発電所着工
56. 1	御所発電所運転開始 第二北上中部工業用水道一部給水開始
56. 4	滝発電所着工
56.10	御所ダム竣工 入畑ダム着工
57. 7	滝発電所運転開始
57.11	滝ダム竣工
58. 3	北部陸中海岸有料道路を廃止し土木部へ移管
58.10	北ノ又発電所運転開始

58.10	北上中部工業用水道ろ過施設及び第二北上中部工業用水道ろ過施設（第一期）着工
59. 7	北上中部工業用水道ろ過施設（現北上ろ過施設）給水開始
60. 1	第二北上中部工業用水道ろ過施設（現金ヶ崎ろ過施設）（第一期）給水開始
61. 2	入畑発電所着工
61. 8	施設総合管理所着工
62. 4	早池峰ダム着工
62. 8	北ノ又第二発電所着工
63.10	施設総合管理所開設（岩洞発電所・四十四田発電所・滝発電所・電気施設管理所を統合）
63.11	第三北上中部工業用水道着工
平成.10	北ノ又第二発電所運転開始
2. 4	入畑発電所運転開始
2.10	入畑ダム竣工
3.12	第二北上中部工業用水道ろ過施設（第二期）着工
4. 3	有料道路事業を廃止し、土木部へ移管
4. 4	本庁組織の機構改革により総務、経営管理、業務の3課になる
	第三北上中部工業用水道一部給水開始
4.10	第二北上中部工業用水道ろ過施設（現金ヶ崎ろ過施設）（第二期）給水開始
5. 3	松川発電所着工
7. 3	早池峰発電所着工
8.10	松川発電所運転開始
11. 3	北上中部工業用水道施設に太陽光発電設備（30キロワット）を設置
11. 6	胆沢ダム（転流トンネル）着工
11. 8	柏台発電所着工
12. 4	県南施設管理所開設（胆沢第二発電所・仙人発電所・北上中部工業用水道事務所を統合） 本庁組織の機構改革により総務、財務管理、業務の3課になる
12. 6	早池峰発電所運転開始
12. 9	岩洞第二発電所の最大出力を8,300キロワットから8,600キロワットに変更
12.10	早池峰ダム竣工
12.11	稲庭高原風力発電所着工
13. 9	稲庭高原風力発電所運転開始
14.10	柏台発電所運転開始
15. 1	胆沢ダム（本体工事）着工
16. 4	本庁組織の機構改革により、経営総務室、業務課の1室1課になる
17.10	企業局創立50周年を迎える
19. 4	北上中部工業用水道と第三北上中部工業用水道を事業統合し、第一北上中部工業用水道とする
20. 3	胆沢第二発電所の最大出力を6,200キロワットから6,800キロワットに変更
21. 6	北ノ又第三発電所着工
22. 2	北ノ又第三発電所運転開始
23. 5	胆沢第三発電所着工
23.12	胆沢第四発電所着工
24. 5	第二北上中部工業用水道水源の一部（35,000m <sup>3</sup> /日）を農業用水へ転用
24.12	胆沢第四発電所運転開始
25. 3	胆沢第四発電所の最大出力を160キロワットから170キロワットに変更
25.11	胆沢ダム竣工
26. 1	県南施設管理所に太陽光発電設備（10キロワット）を設置
26. 4	相去太陽光発電所着工
26. 7	胆沢第三発電所運転開始
26.11	相去太陽光発電所運転開始
27. 3	胆沢第三発電所の最大出力を1,500キロワットから1,600キロワットに変更
27.10	企業局創立60周年を迎える
28. 4	高森高原風力発電所及び築川発電所の建設のため、施設総合管理所内に発電所建設室を設ける
28. 4	高森高原風力発電所、築川発電所着工
30. 1	高森高原風力発電所運転開始
31. 4	新北上浄水場建設のため、県南施設管理所に浄水場建設室を設ける
令 2. 8	新北上浄水場着工
2.10	新北上浄水場の水利権及びダム使用権許可
3. 4	第一北上中部工業用水道と第二北上中部工業用水道を事業統合し、北上中部工業用水道とする
3. 7	築川発電所運転開始
4. 7	稲庭高原風力発電所再開事業が完了し、営業運転を開始
5. 4	新北上浄水場一部給水開始